

公募型プロポーザル方式実施要領（素案） （青堀保育園運営事業者募集）

1 目的

社会福祉法人高砂福祉会が富津市から移管を受け実施してきた青堀保育園の運営から、令和5年3月末をもって撤退するため、令和5年4月以降、青堀保育園を運営する事業者を募集する。

2 概要

- (1) 件名 青堀保育園の運営
- (2) 場所 富津市青木二丁目 14 番 6
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和16年3月31日まで
- (4) 業務概要 青堀保育園の園舎等及び用地を市から無償で借り受け、児童福祉法（昭和22年法律第146号）第39条に規定する規定する保育所を運営する（詳細は、別冊「青堀保育園運営に係る仕様等」のとおり）。

3 参加資格

次のいずれの項目も満たすものとする。

- (1) 本公告の日から提案採用者決定日までの間に、富津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の公告日前6箇月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (3) 個人又は法人若しくは団体の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 令和3年12月1日現在、児童福祉法第35条第4項の規定により認可された保育所又は就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条の規定により認可された幼保連携型認定こども園を運営している社会福祉法人であること。
- (5) 児童福祉事業に熱意と識見を有し、移管を受けた保育園の安定的な運営に必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。

(6) 市が行う保育行政を十分理解し、積極的に協力するとともに指導に従うこと。

4 実施スケジュール

	内容	日程	受付場所等
参加表明	申請書様式等の配布期間	令和3年12月上旬	子育て支援課
	参加表明書受付期限	令和3年12月中旬	子育て支援課
	選定・非選定通知書の送付	令和3年12月下旬	
技術提案	質問書の受付期間	令和4年1月上旬	子育て支援課
	質問書の回答	令和4年1月中旬	
	技術提案書の受付期間	令和4年2月下旬	子育て支援課
	プレゼンテーション及び提案 採用者決定	令和4年3月	

5 提案方法等

(1) 申請書様式の配布

ア 配布期間 年 月 日から 年 月 日まで（土曜、日曜及び祝日は除く。）

配布時間は午前 時から午後 時まで

イ 配布場所 部 課

申請書様式は、富津市ホームページからも入手可能

(2) 参加表明書の提出

以下の書類を1部、持参又は郵送（提出期限日必着）により提出すること。

ア 参加表明書兼参加資格確認申請書（別記第3号様式）

以下の書類を添付すること。ただし、富津市建設工事等入札参加者資格者名簿に登録されている者は、提出する必要はない。

なお、証明書は、提出日前3か月以内に発行されたものでなければならない。

登記事項証明書等の契約能力を有することを確認する書類（原本）

・履歴事項全部証明書（法人のみ。法務局発行）

・身分証明書（個人のみ。本籍地のある市区町村発行）

・登記されていないことの証明書（個人のみ。法務局発行）

印鑑証明（原本）

・印鑑証明書（法人のみ。法務局発行）

・事業主の印鑑登録証明書（個人のみ。市区町村発行）

使用印鑑届兼委任状（別記第1号様式）

財務諸表（直近2年分の決算書）

個人の場合は、所得税確定申告書（税務署受領印があるもの）及び申告決算書の写し（貸借対照表及び損益計算書）

事業所等一覧（別記第2号様式。事業所等を有する場合のみ）

国税及び地方税に未納がないことの証明書（原本）

・法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（法人のみ。税務署発行）

- ・所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（個人のみ。税務署発行）
- ・千葉県税の完納証明書（千葉県内に本店又は営業所等を有する場合のみ。県税事務所発行）
- ・富津市税の納税証明書（富津市内に本店又は営業所等を有する場合のみ。富津市発行）

（３）参加資格確認結果の通知

参加表明書提出者全員に書面で通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者には、当該通知にて技術提案書の提出方法及びプレゼンテーションの日程を通知する。

（４）質疑応答

ア 質問書の受付

質問書受付期間中に、質問書をFAX又は電子メールで提出すること。

イ 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、質問書の回答日までに富津市ホームページへ掲載する。

（５）審査結果通知書の送付

プレゼンテーション参加者全員へ書面により通知する。

6 参加者が一者又はない場合の取扱い

参加表明者又はプレゼンテーション参加者が一者となった場合、当該一者でプレゼンテーションを実施する。また、参加表明者がいない場合又は辞退等によりプレゼンテーション参加者がいない場合は中止とする。

7 評価基準

評価項目は、別紙「青堀保育園運営事業者選定に係る評価基準」のとおりとする。

8 結果の公表

契約締結後、以下の内容を富津市ホームページで公表する。

- （１）対象業務の名称
- （２）履行期間
- （３）提案採用者を特定した日
- （４）提案採用者の名称及び所在地
- （５）提案採用者とした理由（審査結果等）
- （６）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

9 契約手続

- （１）提案採用者を優先交渉権者とし、仕様書及び提案採用者の提案書等の記載事項を基本に協議が調ったときは、覚書を締結する。
- （２）優先交渉権者と協議が調わない場合は、評価得点の高いものから順に協議を行うものとする。ただし、評価得点が最低基準点を下回るものを優先交渉権者とすることはできない。
- （３）優先交渉権は、契約締結結果を富津市ホームページに公表することにより消滅する。

10 その他

- （１）辞退について

参加資格を有すると認められた者が技術提案書の提出を辞退する場合は、プレゼンテーション実施日前日（休日の場合は、直前の開庁日）の午後4時までには辞退届を提出すること。

(2) 失格となる場合について

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 契約締結までの間に参加資格を満たさなくなったとき。
- イ 参加表明書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- ウ この要領に定める提出書類の提出方法その他の条件に適合していないもの
- エ 審査の公平性を害する行為があったとき。

(3) 申請に関する経費について

書類の作成、提出及びプレゼンテーション等にかかる費用は、申請者の負担とする。

(4) 提出資料の取扱いについて

- ア 提出資料は返却しない。
- イ 提出後の資料の差し替え（修正を含む。）及び再提出については、一切認めない。
- ウ 提出資料は、審査を行う作業に必要な範囲で複製することがある。
- エ 提出資料及びその複製は、技術提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 契約履行過程で生じた製作物の著作権は、富津市に帰属する。

(5) 富津市が作成した仕様書の取扱い

技術提案書の作成のため富津市から受領した資料は選定結果通知後、廃棄すること。また、富津市の了承なく公表又は使用しないこと。

11 担当

〒293-8506 千葉県富津市下飯野2443番地

富津市健康福祉部子育て支援課

電話 0439-80-1312 FAX 0439-80-1350

E-mail mb046@city.futtsu.chiba.jp

別紙

青堀保育園運営事業者選定に係る評価基準

評価項目	評価基準
法人及び保育所運営	1 移管保育所を運営するにふさわしい応募動機を有しているか。
	2 法人の運営は、社会福祉の理念に沿っているか。
	3 法人の沿革や理事会等の体制は、良好な保育所運営を期待できるか。
	4 職員の労務管理は適切であるか。
	5 安定的な経営を行うための財政的余裕があるか。
保育所の運営状況	1 保護者に対して、保育理念や目標等が情報提供できているか。
	2 過去3年の行政指導監査において、重大な指摘事項がなかったか。また、指摘事項についての適切な改善が行われているか。
	3 職員の配置や職務分担はバランスの取れたものになっているか。
移管保育園の運営方針	1 保育理念や目標、基本方針、保育の姿が子どもを主体としたものになっているか。
	2 職員の資質を向上させるための研修機会等は十分であるか。
	3 児童の健康管理に対する配慮は適切か。
	4 児童の発育や健康状態に応じた給食や食育への考え方は十分かつ適切か。また、アレルギー等配慮を要する児童に対し適切に対応可能体制があるか。
	5 障がいがある等の特別な支援を要する子どもの保育について十分に理解があり、対応が適切か。
	6 衛生管理、安全管理の考え方は十分かつ適切か。
	7 保護者との連携、連絡体制は適切か。
	8 地域住民との交流や行事参加、地域貢献、公共機関等との連携について積極的に取り組むものになっているか。
	9 虐待等が疑われる子どもの早期発見と適切な対応を行うものになっているか。
	10 緊急時の危機管理に関するマニュアルを整備し、訓練体制を確立しているか。
	11 要望・苦情等に対する処理体制の取組は評価できるか。
	12 職員の処遇や雇用形態、継続的な雇用に関する考え方は適切か。
	13 施設長及び主任保育士の保育所等における経験年数は十分か。
	14 特別保育事業に積極的に取り組むものになっているか。また、必要性を理解し、具体的な方向性を持っているか。
	15 園開放、子育て相談等地域の子育て支援に積極的に取り組むものになっているか。
	16 引継保育に対する考え方や対応は適切か。
地域子育て支援センター	1 地域子育て支援センターを開設、運営するか。